

長久手市公園施設長寿命化計画

令和 8 年 3 月

愛知県 長久手市 建設部 みどりの推進課

【1】都市公園整備状況

(令和5年10月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
48 (公園)	30.45 (ha)	5.82 (㎡)

※人口：市街化区域人口 52000 人（令和5年度愛知県都市公園現況より）

【2】計画期間

[令和9(2027)年度～令和18(2036)年度(10箇年)]

【3】計画対象公園

①公園種別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植	歴史	緩緑	都緑	他	合計
30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	42

②選定理由

計画対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」を設定し、開設年度が古く施設の老朽化が進行している街区公園や近隣公園、都市緑地を対象とする。

【4】計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設
1158	231	414	192	7	37

便益施設	管理施設	災害応急 対策施設	その他の施設	建築物 (内数)	合計
97	1922	0	0	0	4058

②これまでの維持管理状況

各公園施設の維持管理状況は、公園管理者（及び指定管理者）による日常点検と専門業者による定期点検を実施し、点検結果をもとにその都度、修繕を実施している。なお、予算執行上の理由により速やかに修繕を実施できない施設については、使用禁止措置を講じ事故防止に努めている。

③選定理由

来園者への安全で安心な公園利用を提供するため、計画対象の都市公園内に設置されている施設の内、植栽や占用施設を除く劣化状況を確認できる全ての施設を長寿命化計画の対象施設とする。

これまでの長寿命化計画の実施状況

年 度	内 容
平成 25 年度	・ 予備調査の実施 ・ 遊具、一般施設、建築物等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施 ・ 公園施設長寿命化計画の策定
平成 28 年度	・ 公園台帳の整理 ・ 予備調査の実施 ・ 遊具、一般施設、建築物等の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施 ・ 公園施設長寿命化計画の策定
平成 30 年度	・ 公園台帳の整理 ・ 予備調査の実施 ・ 一般施設、建築物等の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施 ・ 公園施設長寿命化計画の策定
令和 7 年度	・ 公園台帳の整理 ・ 予備調査の実施 ・ 遊戯施設の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施 ・ 過去の行った健全度調査対象施設の劣化状態の確認 ・ 公園施設長寿命化計画の策定

【5】健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査実施時期

- ・遊 戯 施 設：令和 7 年 4 月
- ・一 般 施 設：平成 28 年～平成 30 年

点検調査方法

- ・遊 戯 施 設：「遊具の安全に関する規準（JPFA-S:2024）」に準じて実施した定期点検結果を長寿命化計画に反映
- ・一 般 施 設：「遊具の安全に関する規準（JPFA-S:2024）」に示される遊戯施設の定期点検表を参考に作成された調査チェックシートを用い、点検並びに評価・判定を実施

点検調査結果の概要

劣化診断による 4 段階の判定結果は、最も良好な状態である A 判定が 172 施設（25.0%）、B 判定が 361 施設（52.5%）、C 判定が 150 施設（21.8%）、D 判定が 5 施設（0.7%）であった。

	健全度判定			
	A	B	C	D
a. 一般施設(473)	157	268	46	2
b. 土木構造物(16)	8	7	1	0
c. 遊具等(199)	7	86	103	3

【6】対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. 示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

なお、考慮すべき事項は、利用者の安全性及び利用頻度の想定を基に設定した。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設(473)	2	46	425
b. 土木構造物(16)	0	1	15
c. 遊具等(199)	106	0	93

【7】対策内容と実施時期

1. 日常的な維持管理に関する基本的方針

日常点検や定期点検毎の点検実施体制の基本的な方針を以下に示す。

種類	概 要	頻 度	体制
日常点検	公園管理者が主として目視により、施設の変状や異常の有無を調べる。	月 1 回	公園管理者
定期点検	専門技術を有するものが目視、触診や打診や聴診により、また、用具・測定器具の使用により、定期的に行う点検であり、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べる劣化判定と診断を行う。	年 4 回 (遊戯施設、四阿など)	専門業者
臨時点検	台風・豪雨等の異常気象時や大地震発生その他の事由により、施設に異常個所が生じる恐れがある場合に、施設及び施設周辺について、必要に応じて臨時的に実施する。	適宜実施	市職員
精密点検	日常点検、定期点検等により、施設の不具合が発見され、必要な措置を検討する際、精度の高い診断結果が必要なときに専門技術者により実施する。	必要と判断した場合に実施	専門業者

2. 公園施設の長寿命化のための基本方針

予防保全型管理が可能な施設については、計画的に部分修善や塗装を実施し、公園施設の長寿命化を図るものとする。

また、遊具については「遊具の安全に関する規準」に示される消耗部材について、推奨交換サイクルの期間内における定期的な部材交換を実施するものとする。

使用見込み期間は、国の指針による以下を参考に設定する。

《参考》

表一12 使用見込み期間の設定例

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が 20 年未満の施設	処分制限期間の 2 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が 20 年以上～40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が 40 年以上の施設	処分制限期間の 1 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 と設定 (処分制限×1.2)
※この設定は、本指針策定時に行った地方公共団体へのモニタリング調査結果で得られたデータに基づき便宜的に定めたものであり、合理的な根拠となるデータに基づくものではないこと、また地域性、気象条件や利用状況等により適宜調整すべきものであることに留意されたい。		

今後、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

3. 管理類型ごとの長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

【一般施設、土木構造物等】

- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物）については、日常点検で劣化等を発見した際に、速やかに健全度調査を実施し、対策を検討する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

【遊具等、その他設備等】

- ・ 日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

【建築物等】

- ・ 100 m²を越える特殊建築物は法で定める 3 年に 1 回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。

② 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、詳細な調査を実施し、対策を検討する。

【8】都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

【9】対策費用

① 概算費用合計（10年間）【②+③】	656,630 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	641,973 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	14,657 千円
④ 単年度あたりの概算費用合計【①/10】	65,663 千円

【10】計画全体の長寿命化対策の実施効果

〔 長寿命化対策による単年度あたりライフサイクルコストの縮減額は、1,009 千円である。 〕

【11】計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2036 年度 〕

② 見直し時期、見直しの考え方など

〔 ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。 〕